

藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について
藤沢市公民館条例施行規則の一部を次のように改正する。

2008年（平成20年）12月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成21年1月26日

提案理由

この規則を提出したのは、公民館の適切な施設管理において、公民館使用取りやめ届出の期日及び方法を改正する必要がある。

藤沢市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月 日

藤沢市教育委員会

委員長 鈴木 紳一郎

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市公民館条例施行規則（昭和34年藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「藤沢市の休日を定める条例（平成元年藤沢市条例第24号）第1条第1項に規定する市の休日」を「第5条第1項第2号アに掲げる休館日」に改め、同条第2項中「条例第6条第2項の規定により申請したものは」を「第8条第3項の規定により登録された団体（条例第8条の規定による使用料の減額又は免除の決定を受けたものを除く。）は」に改める。

附 則

この規則は、平成21年1月26日から施行する。

改正案	現行
<p>○藤沢市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月14日 教委規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議会の委員長及び副委員長)</p> <p>第2条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 委員長は、議事その他の会務を総理し、審議회를代表する。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 審議会は、委員長が招集する。</p> <p>2 審議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>(書記)</p> <p>第4条 審議会に書記を置き、各公民館職員のうちから、教育長が任命する。</p> <p>2 書記は、委員長の指揮を受けて、委員会の庶務を処理する。</p> <p>(供用時間及び休館日)</p> <p>第5条 公民館の供用時間(公民館を使用することができる時間をいう。以下同</p>	<p>○藤沢市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月14日 教委規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議会の委員長及び副委員長)</p> <p>第2条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 委員長は、議事その他の会務を総理し、審議회를代表する。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 審議会は、委員長が招集する。</p> <p>2 審議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>(書記)</p> <p>第4条 審議会に書記を置き、各公民館職員のうちから、教育長が任命する。</p> <p>2 書記は、委員長の指揮を受けて、委員会の庶務を処理する。</p> <p>(供用時間及び休館日)</p> <p>第5条 公民館の供用時間(公民館を使用することができる時間をいう。以下同</p>

じ。)及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 供用時間 午前9時から午後10時まで

(2) 休館日 次のア及びイに掲げる日

ア 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

イ 保守点検その他の施設管理を行うために必要があると認める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、供用時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは開館日に休館することができる。

(使用申請手続等)

第6条 条例第6条第1項に規定する申請は、公民館使用申請書を教育委員会に提出して行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定により行われた申請については、前項の申請書により行われたものとみなして、次項の規定を適用する。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(使用料の減免基準等)

第7条 条例第8条の規定により使用料を減額する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合
その都度教育委員会が定める割合

2 条例第8条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

(1) 市が使用する場合

(2) 児童及び生徒(高校生以下)が使用する場合

(3) 保育室等を保育のために使用する場合

(4) 障害者が主たる構成員の団体が使用する場合

(5) 公民館の対象とする地域全体を活動範囲とする公益性のある公共的団体が

じ。)及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 供用時間 午前9時から午後10時まで

(2) 休館日 次のア及びイに掲げる日

ア 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

イ 保守点検その他の施設管理を行うために必要があると認める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、供用時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは開館日に休館することができる。

(使用申請手続等)

第6条 条例第6条第1項に規定する申請は、公民館使用申請書を教育委員会に提出して行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定により行われた申請については、前項の申請書により行われたものとみなして、次項の規定を適用する。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(使用料の減免基準等)

第7条 条例第8条の規定により使用料を減額する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合
その都度教育委員会が定める割合

2 条例第8条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

(1) 市が使用する場合

(2) 児童及び生徒(高校生以下)が使用する場合

(3) 保育室等を保育のために使用する場合

(4) 障害者が主たる構成員の団体が使用する場合

(5) 公民館の対象とする地域全体を活動範囲とする公益性のある公共的団体が

使用する場合

(6) その他教育委員会が認めた場合

3 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間(藤沢市の休日を定める条例(平成元年藤沢市条例第24号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)に教育委員会が別に定める書面により教育委員会に申請しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(規則で定める団体)

第8条 条例第6条第2項に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれにも該当する団体として公民館に登録されたものとする。

(1) 団体が5人以上の者によつて組織されており、かつ、当該団体を組織する者の半数以上の者がこの市の区域内に居住している者であること。

(2) 団体の活動の主たる区域がこの市の区域であること。

(3) 団体が計画的な活動を継続していること。

(4) 団体の運営が当該団体を組織する者によつて自主的に行われていること。

2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録届出書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の届出書が提出されたときは、当該届出書に記載された団体が第1項の要件を備えていることを確認し、要件を備えている団体を公民館利用団体(条例第6条第2項の申請をすることができる団体をいう。以下同じ。)として登録するものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体として登録したときは、当該届出人に公民館団体登録カードを交付するものとする。

(使用の取りやめの届出)

第9条 条例第6条第1項又は第2項の規定による申請をしたもので、当該申請を受理され、又は使用を許可されたものがその使用を取りやめようとするときは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間 **第5条第1項第2号アに掲げる**

使用する場合

(6) その他教育委員会が認めた場合

3 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間(藤沢市の休日を定める条例(平成元年藤沢市条例第24号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)に教育委員会が別に定める書面により教育委員会に申請しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(規則で定める団体)

第8条 条例第6条第2項に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれにも該当する団体として公民館に登録されたものとする。

(1) 団体が5人以上の者によつて組織されており、かつ、当該団体を組織する者の半数以上の者がこの市の区域内に居住している者であること。

(2) 団体の活動の主たる区域がこの市の区域であること。

(3) 団体が計画的な活動を継続していること。

(4) 団体の運営が当該団体を組織する者によつて自主的に行われていること。

2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録届出書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の届出書が提出されたときは、当該届出書に記載された団体が第1項の要件を備えていることを確認し、要件を備えている団体を公民館利用団体(条例第6条第2項の申請をすることができる団体をいう。以下同じ。)として登録するものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体として登録したときは、当該届出人に公民館団体登録カードを交付するものとする。

(使用の取りやめの届出)

第9条 条例第6条第1項又は第2項の規定による申請をしたもので、当該申請を受理され、又は使用を許可されたものがその使用を取りやめようとするときは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間(藤沢市の休日を定める条例(平成

休館日を除く。)に公民館使用取りやめ届を教育委員会に提出しなければならない。

2 第8条第3項の規定により登録された団体（条例第8条の規定による使用料の減額又は免除の決定を受けたものを除く。）は、電子情報処理組織を使用して前項の届出をすることができる。

(使用許可時間)

第10条 使用許可を受けた時間には、準備及び原状に回復する時間を含むものとする。

(遵守事項)

第11条 公民館の使用許可を受けたものは、公民館を使用するときは、係員の指示に従わなければならない。

(様式)

第12条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。

元年藤沢市条例第24号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)に公民館使用取りやめ届を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定により申請をしたものは、電子情報処理組織を使用して前項の届出をすることができる。

(使用許可時間)

第10条 使用許可を受けた時間には、準備及び原状に回復する時間を含むものとする。

(遵守事項)

第11条 公民館の使用許可を受けたものは、公民館を使用するときは、係員の指示に従わなければならない。

(様式)

第12条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。